

（契約の締結）

第1条 千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社（以下「甲」という。）と駐車場使用者（以下「乙」という。）は、千葉ニュータウン中央駅前センタービル  
第2立体駐車場（以下「駐車場」という。）に乙の自動車を駐車するため、以下の条項により駐車場賃貸借契約（以下「本契約」という）を締結する。

（駐車位置）

第2条 駐車位置は、屋上 R- とする。

（駐車する自動車）

第3条 乙が駐車場に駐車する自動車（以下「契約自動車」という。）は、長さ 5.2m、幅 2 m、高さ 2.1m、重さ 2 t を何れも超えてはならない。

2. 乙の契約自動車は次のとおりとする。

メーカー名	車種名	色	登録番号

3. 乙は契約自動車を変更する場合は、事前に書面により甲に届け出て承諾を得なければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

但し、甲乙何れかの一方から何等の申し入れがないときは、同一条件をもって更に 1 年継続するものとし、以後この例によるものとする。

（駐車場料金）

第5条 駐車場料金は一区画月額 8,800（消費税 800 円を含む。消費税の税率が改訂された場合は自動的に改訂される。）する。

2. 一月に満たない期間の駐車場料金（別表）及び契約開始に必要な金額については、次の金融機関の口座に振り込むものとする。尚、振り込み手数料は乙の負担とする。

千葉興業銀行千葉ニュータウン支店

普通預金 1662512

千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社 代表取締役 柴崎 達夫

3. 契約開始後の駐車場料金は、乙の銀行口座から前月の 27 日に引き落としとするか、または月末までに翌月分を前項口座に振り込むものとする。

4. 第1項の料金を改定する場合は、2ヶ月前までに乙に通知するものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除する。

(1) 乙が前条に基づく駐車場料金の支払いを 7 日以上遅延したとき

(2) 乙が法令や契約条項等に違反したとき

(3) 乙が、甲の許可を得ずに契約自動車以外の自動車を駐車したとき、又は第三者にこの駐車場を使用させたとき、或いは駐車場の使用权を譲渡したとき

(駐車場使用者からの解約)

第7条 乙がこの契約を解約する場合は、解約をする日の30日前までに書面をもって甲に解約の申し入れをするものとする。この場合、1ヶ月に満たない料金は返還しない。なお、乙が複数月分を前納している場合は、解約日の属する月の翌月以降の分は返還する。

(定期券の再発行)

第8条 紛失、破損した定期券の再発行は、有償(税別500円)とする。但し、摩耗等の理由から使用不能になった定期券は、乙からの申し出により無償で交換することができる。

(保管の責任等)

第9条 駐車場内における盗難、事故等によって生じた損害について甲は一切の責めを負わず、全て乙の責任において解決しなければならない。

2. 甲は、駐車場が満車であるときは、使用者の駐車を断ることができる。この場合において、料金の払い戻しはしない。

3. 甲は、管理上やむを得ない理由により駐車場の供用を休止したため、乙の使用を妨げたときは、日割計算により料金の払い戻しをするものとする。

(契約の消滅)

第10条

天災地変、その他不可抗力により本駐車場の大半又は全部が滅失、もしくは修復不能となった場合は、本契約は終了するものとする。

(保管場所使用承諾証明書)

第11条 乙が保管場所使用承諾証明書を必要とする場合は、自動車検査証の写しと手数料(税別5000円)を添えて「保管場所使用承諾証明書の発行について」を提出し、甲が妥当と認めるときは同証明書を発行する。

(契約に定めのない事項)

第12条 この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。

本契約の締結の証とし、この契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲

千葉県印西市中央南1-8  
千葉ニュータウン駅前センタービル株式会社  
駐車場管理責任者

乙

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑨